

全建労発第40号
令和3年8月30日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太加典
〔 公 印 省 略 〕

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において最低賃金を早期に全国加重平均1000円とすることが示され、令和3年7月16日に中央最低賃金審議会における審議の結果、地域別最低賃金改定額について28円～32円引上げの答申が出されたところです。

政府においても中小企業・小規模事業者が事業場内の最低賃金を引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を行ったところです。

また、雇用調整助成金についても、業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間当たり賃金を一定以上引上げる場合、地域別最低賃金が引上がる本年10月から12月までの3カ月間、休業規模要件を問わずに支給する特例を設けたところです。

この度、厚生労働省労働基準局長・厚生労働省職業安定局長より別添のとおり、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について本会に対し周知依頼がありました。

つきましては、別添リーフレット等を参考の上、貴会会員の皆様にご周知くださいますようお願いいたします。

以上

労働部 又木

基 発 0820 第 3 号
職 発 0820 第 1 号
令和 3 年 8 月 20 日

全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)
厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について
(協力依頼)

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、（中略）より早期に全国加重平均 1000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。」ことが示され、令和 3 年 7 月 16 日中央最低賃金審議会答申において示された目安額 28 円を踏まえた各地方最低賃金審議会における審議の結果、地域別最低賃金改定額について、28 円～32 円引き上げの答申が出されたところです。

政府においては、このような状況を踏まえ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に向けてより一層の取組を行うこととし、特に、事業場内の最低賃金を引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を行ったところです。

また、雇用調整助成金についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等による雇用維持のための取組の継続を図っていただく観点から、業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間あたり賃金を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる本年 10 月から 12 月までの 3 ヶ月間、休業規模要件を問わずに支給する特例を設けたところです（雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金で対応。）。

つきましては、これらの支援策について、傘下の団体等への周知、広報誌への掲載、開催行事でのリーフレット配布等、各種助成金の積極的な周知に格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年8月から

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索

変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「**業務改善助成金コールセンター**」を開設しましたので、お気軽にお問い合わせください。

【受付時間】平日8:30～17:15 【電話番号】03-6388-6155

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出
※申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施



労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～業務改善助成金の活用事例～

業務改善

事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。
清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能



さらなる工夫

受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

実施内容 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ

インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善

事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。
注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮



さらなる工夫

揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

実施内容 テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ

インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

令和3年8月から 業務改善助成金が使いやすくなります



『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容を大幅に拡充します。
(③はコロナ禍により売上等が一定減少した事業主又は事業場内最低賃金900円未満の事業場に限る)

① 45 円コースを新設

② 年度内に 2 回目の
申請が可能

③ 上限加算の対象人数
を10人まで拡大

対象者（事業場）

- ① 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ② 事業場規模100人以下

支給要件

- ① 賃金引き上げ計画を策定し、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる**こと
- ② 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ③ 生産性向上に役立つ**機器・設備などを導入**して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ④ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと
- ⑤ 10人以上の上限額区分を適用する場合のみ、ア又はイに該当すること
ア 賃金要件：**事業場内最低賃金900円未満**の事業場
イ 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月
平均値が前年または前々年の同じ月に比べて、**30%以上減少**している事業者

助成額

最大 450 万円（上記⑤のア又はイに該当する場合 最大 600 万円）

コースにより異なるので、詳細は裏面を確認してください

助成率

	通常	生産性要件あり
事業場内最低賃金 900円未満	4 / 5	9 / 10
900円以上	3 / 4	4 / 5

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成対象

設備投資（**機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練**など）

※ **PC、スマホ、タブレット**の他、**貨物自動車**なども生産性向上の効果が認められる場合は対象
(⑤のイの生産量要件に該当し、引き上げ額30円以上の場合に限る)

各コース助成上限額

- ・ 45円コースを新設
- ・ 10人以上の上限区分を新設

引き上げる労働者数

	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
20円コース (20円以上引き上げ)	20万円	30万円	50万円	70万円	80万円
30円コース (30円以上引き上げ)	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
45円コース (45円以上引き上げ)	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円コース (60円以上引き上げ)	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円コース (90円以上引き上げ)	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

活用事例

助成対象の例

設備投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

コンサルティング

- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他

- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮 など

この他にも業務改善助成金の活用事例は
厚生労働省HPに掲載しています。



手続きの流れ



申請期限

令和4年1月31日

【お問い合わせ】

令和3年8月10日より業務改善助成金コールセンターを開設します。

電話番号：03-6388-6155（受付時間 平日8:30～17:15）

【申請窓口】事業場がある地域の都道府県労働局雇用環境均等部(室)で受け付けています

最低賃金を引き上げた中小企業における 雇用調整助成金等の要件緩和について

概要

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。

対象となる条件

以下の①及び②の条件を満たす場合は、小規模の休業（1/40未満）も対象。

例：10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った場合も対象

$$4 \text{ 人日 (休業)} / 200 \text{ 人日 (10人} \times 20 \text{日)} = 1 / 50 < \text{休業企業規模 (1 / 40)}$$

- ① 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。）であること。
- ② 事業場内最低賃金（当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。）を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げることを。

※令和3年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を引き上げる場合は、発効後の地域別最低賃金から30円以上引き上げる必要があります。

※同一都道府県内に地域別最低賃金との差が30円未満である事業場が複数ある事業主は、最も低い事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、他の事業場もこの水準以上に引き上げる必要があります。

※就業規則その他これに準ずるものにより、当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。

※当該引上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

申請手続等

- 雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金として申請を行っていただきます。
- 緊急雇用安定助成金は、休業に対する助成となります。（教育訓練や出向は対象になりません。）
- 助成率や上限額は業況特例や地域特例と同じになりますが、10月以降の助成率等については8月中にお知らせします。
- 申請様式は9月以降にホームページで公開する予定です。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

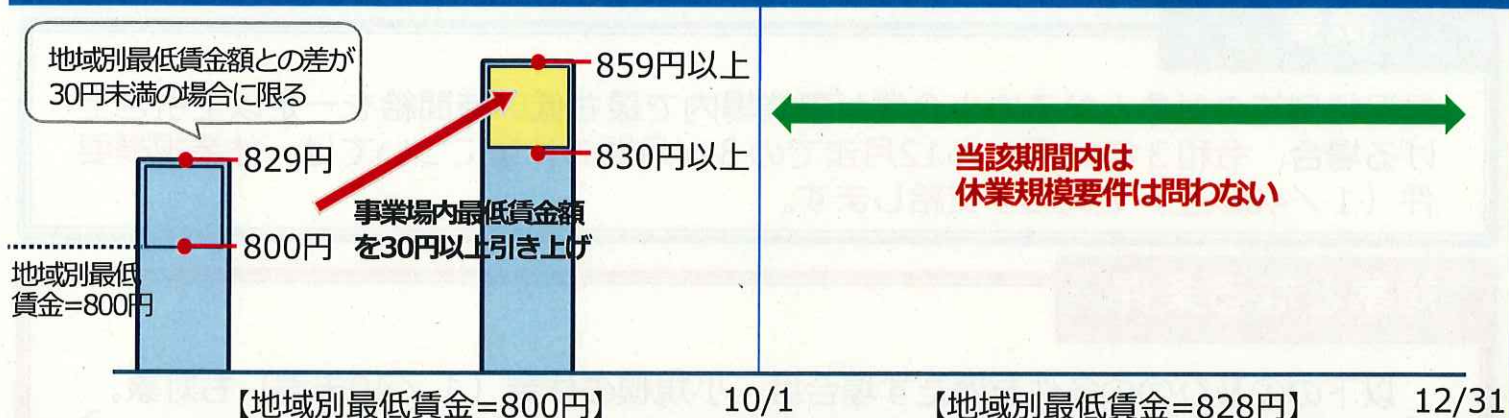


LL030806企01

(要件緩和の対象となるケースのイメージ)

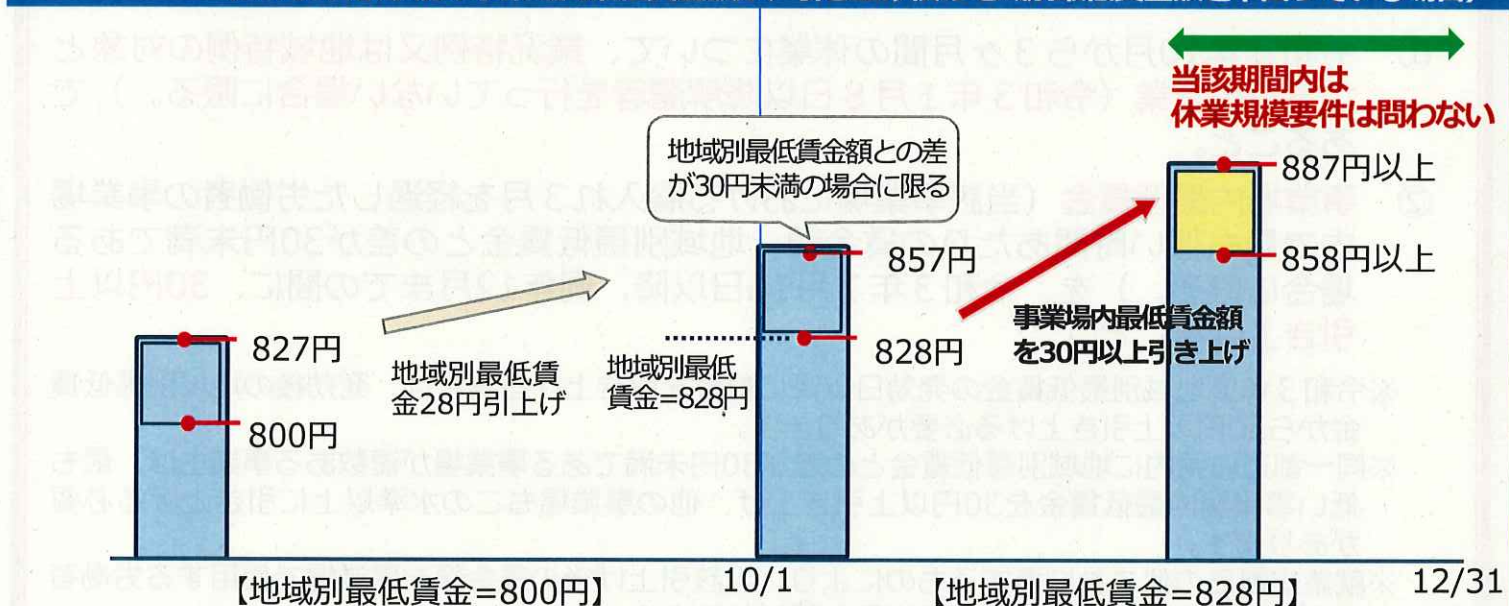
引上げ前の地域別最低賃金が800円。地域別最低賃金の引上げ額が28円。
地域別最低賃金の引上げ日が10月1日の場合。

(ケース1) 10月1日より前に事業場内最低賃金額を引き上げる場合



(ケース2) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引き上げ後の地域別最低賃金額を下回っている場合)



(ケース3) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引き上げ後の地域別最低賃金額以上の場合)

